

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 12 月 2 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

所得税法等の一部を改正する法律により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

青梅市国民健康保険税条例（平成 10 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

付則第 11 項を付則第 13 項とし、付則第 10 項を付則第 12 項とし、付則第 9 項の次に次の 2 項を加える。

(特例適用利子等にかかる国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等または同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等にかかる利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条、第 7 条および第 20 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるの

は「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条および第20条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等にかかる国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等にかかる利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条および第20条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第20条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青梅市国民健康保険税条例付則第10項および第11項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等にかかる国民健康保険税について適用する。

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市国民健康保険税条例（平成10年条例第35号）

改正後	現行	備考
<p>付 則 1～9 略 <u>（特例適用利子等にかかる国民健康保険税の課税の特例）</u></p> <p>10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等にかかる利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条および第20条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条および第20条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。</p> <p><u>（特例適用配当等にかかる国民健康保険税の課税の特例）</u></p> <p>11 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等にかかる利子所得、配当所得および雑</p>	<p>付 則 1～9 略</p>	

<p>所得を有する場合における第3条、第5条、第7条および第20条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第20条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。</p>		
<p>12および13 略</p>	<p>10および11 略</p>	

<p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例による改正後の青梅市国民健康保険税条例付則第10項および第11項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等にかかる国民健康保険税について適用する。</p>		
--	--	--

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）が一部改正されたことに伴い、国民健康保険税の所得割額にかかる課税の特例について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

市民税における申告分離課税の区分として創設された「特例適用利子等の額」および「特例適用配当等の額」について、国民健康保険税の所得割額の算定および軽減判定に用いる総所得金額に含めるための特例を追加する。（付則第 10 項、第 11 項関係）

3 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日